

National
Parks
of Japan



国立公園における 利用者負担制度導入のための ガイドライン【概要版】

2026（令和8）年 3月



目次

目次	2
本ガイドラインの位置づけ	3
国立公園における利用者負担制度の概要	4
利用者負担制度の導入ステップ	6
各検討項目のポイント	7
利用者負担制度の導入事例	
入域料・利用料	11
事業収入の一部寄付	14
その他寄付	15

本ガイドラインの位置づけ

ガイドラインの目的と位置づけ

目的・位置づけ

- 本ガイドラインは、国立公園における利用者負担制度の導入および運用に関わる行政の担当者、地域の関係者等を対象として、**制度の新規導入から、既存制度の見直し・改善まで、検討段階や地域の状況に応じて活用できる実務的な参考資料**として策定しました。
- 各地域での制度の導入状況や検討の背景を踏まえ、**全国の国立公園において共通して参照できる考え方や検討の視点を整理**しています。
- **制度を導入していない地域における初期検討から、既に制度を導入している地域における制度の改善・最適化まで**を視野に入れ、制度設計、合意形成、価格設定、收受・決済の仕組み、使途管理の透明性確保、評価指標の設定など、実務上の主要な論点を体系的に整理しました。
- 本書が各地域における実践的な取組や地域間での知見共有の促進の一助となれば幸いです。

ガイドラインの対象読者と活用方法

対象読者

- 本ガイドラインは、以下のような国立公園における利用者負担制度の導入・運用に関わる幅広い関係者の方々に活用いただくことを想定しています。
 - 「これから利用者負担制度を導入される方」及び「既に利用者負担制度を導入している方」
(環境省地方事務所の職員、地方公共団体の担当職員、その他関係団体などの担当者)
 - 「地域の関係者」(民間事業者、自然環境保全に関心を持つ研究者やNPO法人等)

活用方法

- 必要となる取組や検討内容は地域ごとに異なるため、**本書に記載された内容をすべて実践することを前提とするものではありません。**
- **ご自身の地域の状況や実態にあわせて、参考になりそうな部分から参照**ください。

詳細版のご案内



本資料は、**本ガイドラインの「概要版」**として、ガイドライン全体の内容を要点ごとに抜粋・整理したものととなります。
より詳細な解説や、具体的な取組事例については、「**詳細版**」をご参照ください。

国立公園における利用者負担制度の概要

背景・必要性

- 日本の国立公園は、国が自然公園法に基づき指定する、我が国を代表する優れた自然の風景地であり、土地の所有にかかわらず地域一帯を公園として指定し、自然環境の保護とその適正な利用の増進を図る地域制の自然公園です。生物多様性の確保にも寄与しており、こうした国立公園の自然環境から得られる恩恵は、国民が広く享受していることから、**公的資金を中心に、その保護管理が行われてきました。**
- 一方で、近年は利用施設の老朽化への対応や利用者サービスの向上などの快適な利用環境の確保、二次的自然環境の維持、外来生物の防除、自然再生事業の推進、さらにはこれらを担う人材の育成など、**国立公園を取り巻く課題が多様化・高度化**しており、**必要な管理費用等の不足が顕在化**しています。こうした状況の下、国立公園の適正な保護管理を将来にわたり持続させるために、これまでの公的資金を中心とした財源に加え、新たな財源の確保に向けた検討が求められています。
- このような背景の下、受益者負担の考え方に基づき、**国立公園を利用する人々にも一定の形で保護管理に参画してもらう仕組みとして、「利用者負担制度」が全国各地において導入**されてきています。利用者負担制度の取組を通じて、**国立公園の持続可能性の確保**に加え、**利用者自身に国立公園の価値や保全の重要性を理解**していただくことが期待されています。

利用者負担制度の導入の目的

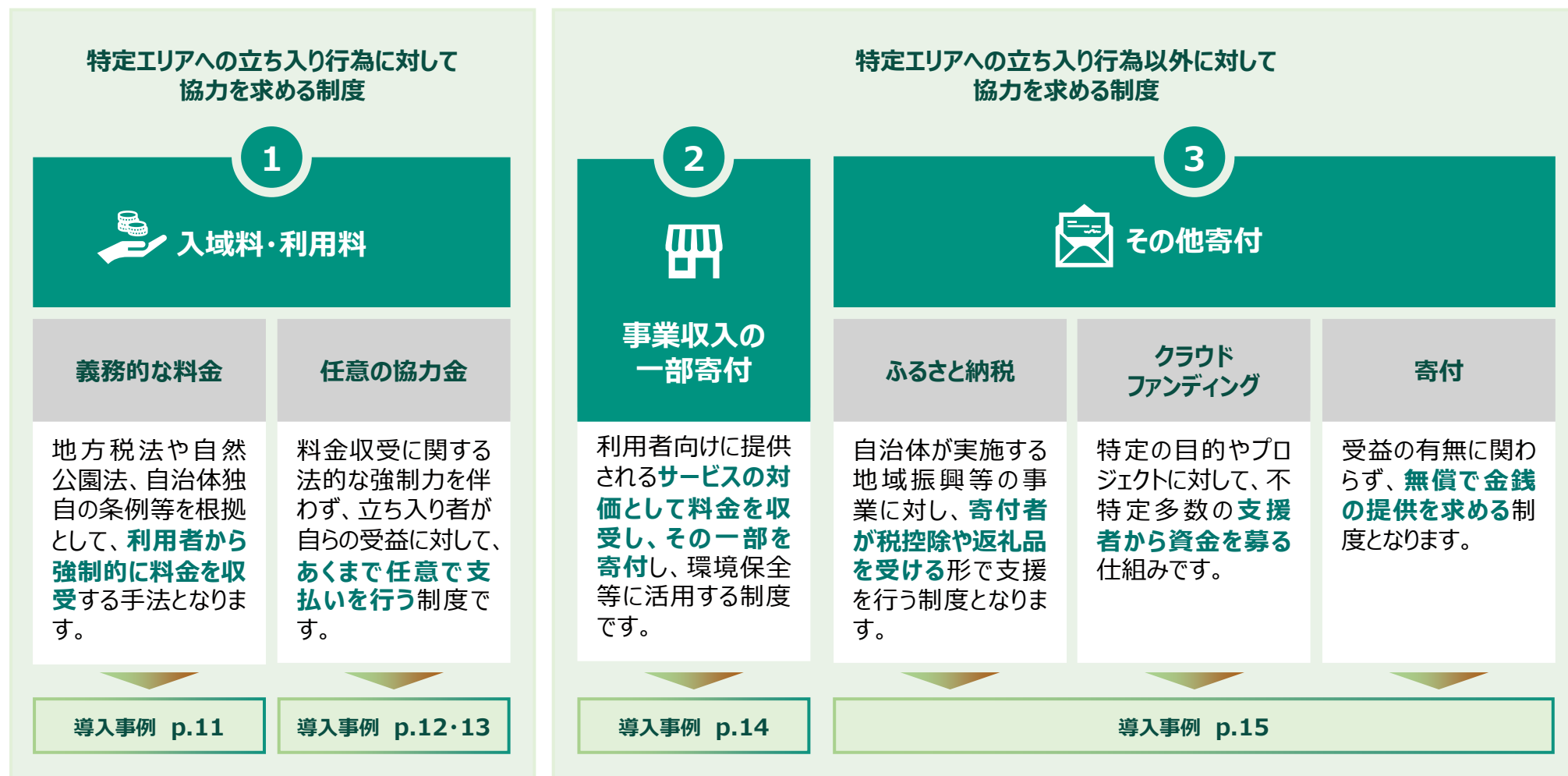
- 利用者負担制度の主な目的は、第一に、**国立公園の維持管理費用を安定的に確保することにより、自然環境の保全と適正な利用を持続的に推進すること**、第二に、利用者が負担の意義や用途を知ることを通じて、**自然環境保全に対する意識を高めていただくこと**にあります。
- なお、利用者負担制度は、**利用者数の抑制そのものを目的とするものではありません**。極めて高額な負担を設定することで利用を制限することは、国立公園が提供する価値の一つである「豊かな自然に親しむこと」を阻害し、地域関係者の理解を得られない可能性が高い点にも留意が必要です。

期待される効果

- 利用者負担制度の導入により期待される主な効果としては、以下の3点が挙げられます。
 - ① **自然環境の保全と持続可能な利用に向けた資金の確保**
 - ② **利用者の環境保全意識の向上**
 - ③ **管理の適正化と過剰利用の緩和・利用の分散**

利用者負担制度の種類

環境省では、利用者負担制度について、便宜的に「入域料・利用料」「事業収入の一部寄付」「その他寄付」の3つの種類に分類しています。



▶ 各制度のメリット・デメリットは**詳細版p.19・20**で説明しています。

利用者負担制度の導入ステップ



- 本フローは、利用者負担制度導入に向けた検討の全体像を整理したものです。
- あくまで標準的な考え方となりますので、地域の特性や進捗状況に応じて、検討の順序や重点的に取り組む内容などを調整しながら、柔軟にご活用ください。

制度導入のステップ

検討項目

概要

Step	ステップ内容	検討項目	概要
Step 1	制度導入の目的と課題の整理	A 地域の課題・価値観の整理	地域の現場で実感されている課題を洗い出す
		B 現状の把握	現在の対策状況を踏まえて補完すべき領域などを把握する
		C 制度導入の目的と具体的な用途の設定	現状の課題と目指す姿のギャップを整理し、制度導入により実現したいことを明確にする
Step 2	制度類型の選定と設計	A 制度類型の選定	地域特性や課題に応じて、入域料・寄付・事業収入活用などから最適な制度を選定する
		B 支払い対象者の設計	支払い対象者と免除対象者を明確にする
		C 収受額の設計	入域料や寄付額を、収受目的に基づき必要な財源と利用者数から逆算する
		D 収受方法の設計	オンライン決済や収受員の配置など、実効性の高い収受方法を設計する
		E 収受率・寄付率向上の工夫	支払いの利便性向上、インセンティブ付与、情報発信を検討・実施する
Step 3	制度の試行と実施	A 制度の試行導入	本格導入に向けて、試行導入を行うことで、課題と改善点を整理する
		B 本格導入に向けた準備	本格導入に向けて、制度的・組織的な枠組みを整備する
Step 4	モニタリング・評価	制度評価の実施	制度の目的達成度を、定量・定性の両面から評価する
Step 5	制度の改善・定着化	制度の見直し・改善	モニタリング結果を踏まえて収受方法や金額、運用体制などを見直し、目的達成度を高める

【共通】関係者の巻き込み・合意形成

各検討項目のポイント (各Step共通)



- 以下の記載内容は、各検討項目を要点を抜粋・整理したものととなります。
- より詳細な解説や、具体的な取組事例については、「詳細版」の該当ページをご参照ください。

制度導入のステップ

各検討項目のポイント

参照先

Step	Step内容	検討項目	ポイント	参照先
Step 1	制度導入の目的と課題の整理	関係者の巻き込み 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度導入の初期段階では、主な推進主体により情報収集や企画検討を進めることが想定されますが、その熟度に応じ、制度設計の信頼性や受容性を確保する観点から、地方公共団体、DMO、関連事業者、地域住民など、制度の運用に直接関与する主体を早い段階から参画を得ることが重要です。 	▶ 詳細版 P.12
Step 2	制度類型の選定と設計	関係者との役割分担 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度の枠組み（支払い対象者、収受額、収受方法など）が概ね定まった段階では、制度運営に必要な体制整備に向けて、関係者の役割と責任範囲を明確化することが重要です。 	▶ 詳細版 P.13
Step 3	制度の試行と実施	地域内での合意形成 	<ul style="list-style-type: none"> • 制度導入にあたっては、運営主体により、自然環境の保全や観光利用に関わる幅広い関係者の意見を聴取し、地域内での合意形成を図ることが望ましいです。 	▶ 詳細版 P.13
Step 4	モニタリング・評価			
Step 5	制度の改善・定着化			

【共通】
関係者の
巻き込み・
合意形成

各検討項目のポイント (Step1)

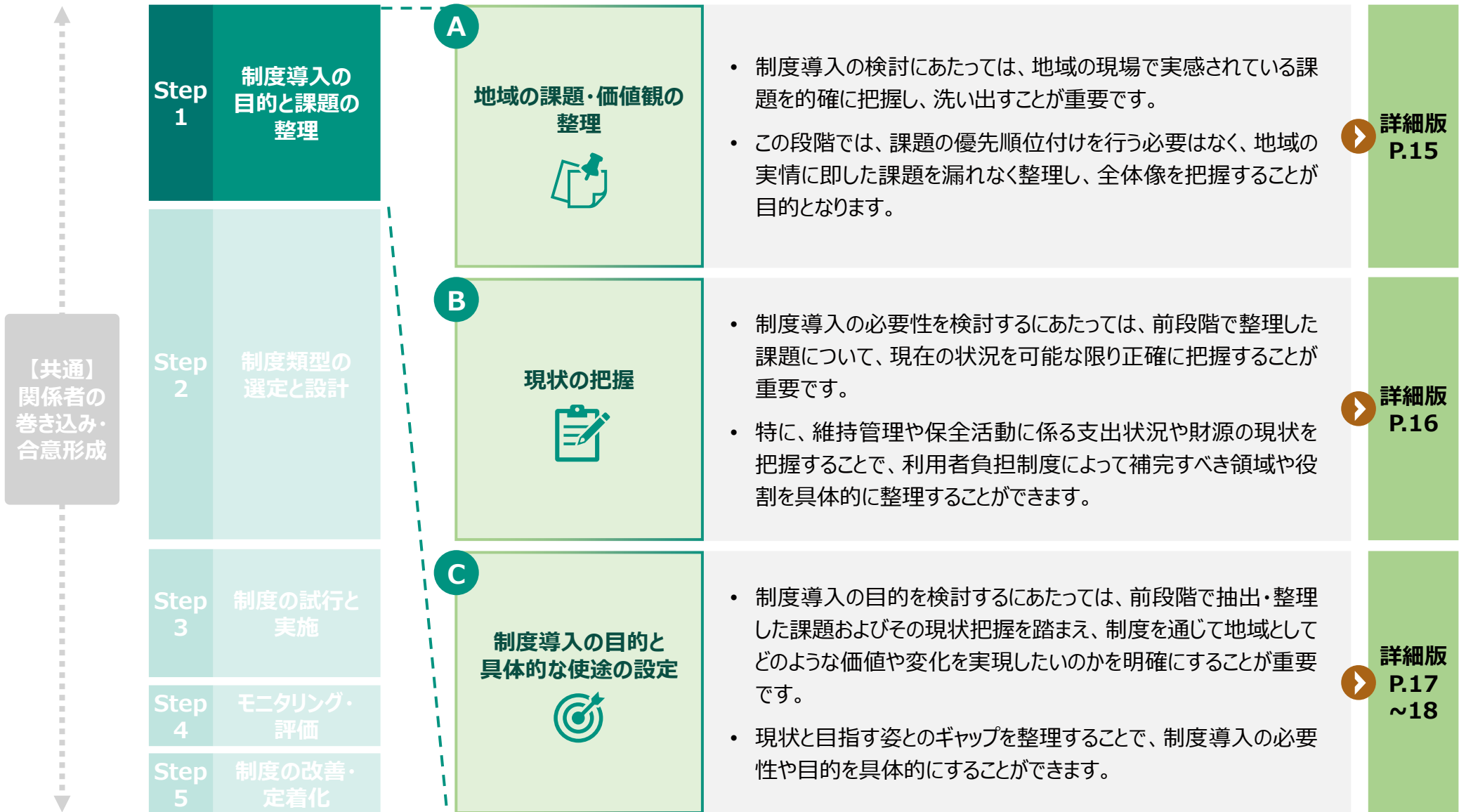


- 以下の記載内容は、各検討項目を要点を抜粋・整理したものととなります。
- より詳細な解説や、具体的な取組事例については、「詳細版」の該当ページをご参照ください。

制度導入のステップ

各検討項目のポイント

参照先



各検討項目のポイント (Step2)








- 以下の記載内容は、各検討項目を要点を抜粋・整理したものととなります。
- より詳細な解説や、具体的な取組事例については、「詳細版」の該当ページをご参照ください。

制度導入のステップ

各検討項目のポイント

参照先

制度導入のステップ		各検討項目のポイント		参照先	
Step 1	制度導入の目的と課題の整理	A	制度類型の選定 	<ul style="list-style-type: none"> 地域特性や課題に応じて、入域料、事業収入の活用、寄付などから、最適な制度を選定することが重要です。 	詳細版 P.19 ~20
【共通】関係者の巻き込み・合意形成	Step 2 制度類型の選定と設計	B	支払い対象者の設計 	<ul style="list-style-type: none"> 入域料導入では、支払い対象者と免除対象者を明確にする必要があります。 	詳細版 P.21
		C	収受額の設計 	<ul style="list-style-type: none"> 入域料や寄付額の設定は、収受目的に基づき、必要な財源と利用者数から逆算し、支払い能力や制度理解度を考慮して調整します。 	詳細版 P.22 ~25
		D	収受方法の設計 	<ul style="list-style-type: none"> 収受方法は制度の目的や実施主体の負担を踏まえ、現地収受や複数の決済手段を組み合わせることが望ましいです。 その際、オンライン決済を基本とすることがより望ましいです。 	詳細版 P.26 ~28
		E	収受率・寄付率向上の工夫 	<ul style="list-style-type: none"> 収受率や寄付率を高めるには、支払いの利便性向上、インセンティブ付与、情報発信の強化がカギとなります。 	詳細版 P.29 ~32
		Step 3	制度の試行と実施		
Step 4	モニタリング・評価				
Step 5	制度の改善・定着化				

各検討項目のポイント (Step3~5)







- 以下の記載内容は、各検討項目を要点を抜粋・整理したものととなります。
- より詳細な解説や、具体的な取組事例については、「詳細版」の該当ページをご参照ください。

制度導入のステップ

各検討項目のポイント

参照先

制度導入のステップ		各検討項目のポイント		参照先
【共通】 関係者の 巻き込み・ 合意形成	Step 1 制度導入の 目的と課題の整 理	A 制度の施行導入 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の本格導入に先立ち試行導入を行うことで、制度の実効性や運用上の課題を事前に検証し、制度化に向けた改善点を整理・明確化することが望ましいです。 	詳細版 P.33 ~35
	Step 2 制度類型の 選定と設計	B 本格導入に向けた 準備 	<ul style="list-style-type: none"> 試行導入の結果を踏まえ、制度を恒常的かつ安定的に運用するための組織的・制度的枠組みを整備することが重要です。 義務的な入域料や協力金の場合は、計画・条例を策定し、法的根拠や制度の位置付けを明確化することが望ましいです。 	詳細版 P.36 ~38
	Step 3 制度の試行と 実施	制度評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングおよび評価は、制度が当初の目的をどの程度達成しているかを客観的に把握し、改善に向けた対応を検討するために重要な取組となります。 制度の運用体制や日常的なオペレーションについても振り返りを行い、継続的な改善に取り組むことが望ましいです。 	詳細版 P.39 ~40
	Step 4 モニタリング・ 評価	制度の見直し・改善 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の改善は、モニタリングおよび評価結果を踏まえ、制度の目的達成度を高め、持続的な運用につなげる観点から実施します。 制度内容の見直しにあたっては、透明性および公平性を確保しつつ、地域関係者との協議を経て進めることが望ましいです。 	詳細版 P.41
	Step 5 制度の改善・ 定着化			

導入事例 ①入域料・利用料（義務的な料金）

● 入域料・利用料（義務的な料金）

特定エリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度として、「入域料・利用料」があり、その強制力によって「義務的な料金」と「任意の協力金」の2つに分類されます。

義務的な料金は、地方税法や自然公園法、自治体独自の条例等を根拠として、利用者から強制的に料金を収受する手法です。

富士箱根伊豆国立公園（山梨県）

◆ 山梨県富士山吉田口県有登下山道使用料（通行料）

- 富士山保全協力金（任意）として、平成25年度に社会実験を実施し、平成26年度から令和6年度まで実施していたが、令和6年度より山梨県富士山吉田口県有登下山道使用料（通行料）の収納を開始。
※令和7年度、協力金を廃止し通行料に一本化
※静岡県側では令和7年度より入山料の取組を開始
- 富士山五合目にゲートを設置し、7月1日から9月10日までの間、県の条例に基づき、登山規制（時間規制・人数規制）及び通行料の収納を行っている。
※山小屋宿泊者は登山規制対象外
 - 時間規制：午後2時から午前3時までゲートを閉鎖
 - 人数規制：登山者数の1日あたり上限 4,000人
 - 通行料：1人あたり（1回） 4,000円

主体：山梨県



出典：山梨県提供

知床国立公園

◆ カムイワッカ湯ノ滝のぼり

- 令和5年度からカムイワッカ湯ノ滝のぼりを予約制とし、利用料を収受。
- 運営費等を除いた残金を知床国立公園の自然環境保全に充当する取組を開始。
- 収受額は以下の通り。※マイカー規制の夏季はシャトルバス代を上乗せ
 - 大人：2,900円/人
 - 小人：700円/人

主体：知床国立公園カムイワッカ地区利用適正化対策協議会、斜里町、知床斜里町観光協会



出典：斜里町

導入事例 ①入域料・利用料（任意の協力金①）

● 入域料・利用料（任意の協力金）

義務的な料金に対し、**任意の協力金**は料金収受に関する法的な強制力を伴わず、立ち入り者が自らの受益に対して、あくまで任意で支払いを行う制度です。

利用者の理解や共感に基づく支払いを前提とする点が特徴です。

妙高戸隠連山国立公園

◆ 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

- 令和2年度より入域料の収受を本格的に開始。
- 収受額は任意だが、500円または1,000円の寄付に対してキーホルダー・ピンバッジを贈呈。
- 令和3年度より登山アプリ運営会社の(株)ヤママップと協定を結び、オンライン事前決済を導入。
- ライチョウ調査、自然環境保全や登山道整備等に充当。

主体：生命地域妙高環境会議（妙高市）



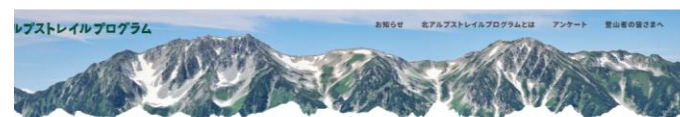
出典：妙高市

中部山岳国立公園

◆ 北アルプストレイルプログラム

- 令和5年度より、登山道維持管理のための協力金収受を開始。
- 1口500円の協力金を任意で収受。
- 利用者を含む関係者が、経済的援助のみならず、登山道の状況報告や登山行動の見直しを通じて、登山道の維持に参加する制度として持続可能な登山道の維持を目指す。

主体：北アルプス登山道等維持連絡協議会



北アルプストレイルプログラムについて

北アルプスの登山道を未来につなごう

北アルプスの登山道は、山小屋を中心とした関係者の努力と資金、それらを支える行政の取組によって維持されてきました。近年、ヘリコプター搬送費の上昇や登山道雑草の増加、コロナ禍など、環境の変化により、これまでの枠組で登山道を維持し続けることが難しくなっています。そこで、利用者の皆様は登山道維持の現状を正しくお伝えし、皆様からの協力や参加により登山道を維持していく新たな制度について検討を行っています。



出典：北アルプストレイルプログラムHP

導入事例 ①入域料・利用料（任意の協力金②）

● 入域料・利用料（任意の協力金）

義務的な料金に対し、**任意の協力金**は料金収受に関する法的な強制力を伴わず、立ち入り者が自らの受益に対して、あくまで任意で支払いを行う制度です。

利用者の理解や共感に基づく支払いを前提とする点が特徴です。

西表石垣国立公園

◆ 竹富島入島料

- 外部資本の流入が島の伝統文化や自然環境を脅かすと懸念した島民の相談を機に、令和元年より、自然環境保全等に活用するための協力金の収受を開始。
- 石垣島の石垣港離島ターミナル内、竹富島の竹富港ターミナル内の券売機にて収受。
- 1人当たり収受額は300円。

主体：竹富町、(一財)竹富島地域自然資産財団



出典：(一財)竹富島地域自然資産財団HP

全国の国立公園

◆ トイレチップ

- 尾瀬、富士山、南アルプス、北アルプスなど、全国の国立公園でトイレチップの収受を実施。
- 収受金は、公衆トイレの維持管理や自然環境の保全に活用。
- そのうち、尾瀬保護財団のホームページでは、登山道における公衆トイレの仕組みや、公衆トイレが尾瀬の環境保全において果たす役割を説明し、協力を呼び掛けている。



出典：(公財)尾瀬保護財団

導入事例 ②事業収入の一部寄付

● 事業収入の一部寄付

利用者向けに提供されるサービスの対価として料金を収受し、その一部を環境保全等に活用する制度として、「**事業収入の一部寄付**」があります。入域料・利用料のように立ち入り行為そのものに対して負担を求めるのではなく、サービス利用と一体で負担を求める点が特徴であり、収受に際し法的根拠はありません。

中部山岳国立公園

◆ 稜線バタークッキー

- クッキー1枚の売上につき10円を上高地内の登山道、遊歩道の保全活動に寄付。
- 令和4年に上高地宿泊事業2施設が企画し、販売を開始。
- 令和5年度より地域全体の取組として21施設で販売。
- 現地販売とオンライン販売を併用。

主体：上高地観光旅館組合



出典：上高地観光旅館組合HP

阿蘇くじゅう国立公園

◆ 牧野保全料

- 阿蘇くじゅう国立公園の5つの牧野にて、ガイドツアーの参加料と併せて牧野保全料を収受し、草原保全活動に還元する取組を実施。
- 収受額は1人当たり1,000円。
- 収受時には、参加者に協力金を収受する旨の案内を実施。

主体：NPO法人ASO田園空間博物館



出典：NPO法人ASO田園空間博物館

導入事例 ③その他寄付

● その他寄付

その他にも、任意の寄付制度として「ふるさと納税」「クラウドファンディング」「寄付」があります。

ふるさと納税は自治体が発行する事業に対して寄付者が税控除や返礼品を受ける形で支援を行う制度、**クラウドファンディング**は特定の目的やプロジェクトに対して不特定多数の支援者から資金を募る制度、**寄付**は受益の有無に関わらず、無償で金銭の提供を求める制度です。

大雪山国立公園（ふるさと納税）

◆ 天人峡温泉地区再生事業

- 天人峡の自然資源を次世代に引き継ぐため、令和4年度より廃屋の撤去や跡地整備等に関する検討会を立ち上げ。
- 東川町が、事業費の一部をふるさと納税のプロジェクト（投資事業）として設定。

主体：東川町



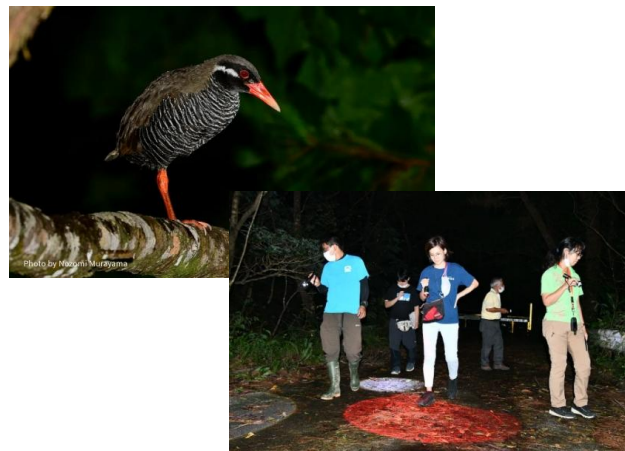
出典：ひがしかわ株主制度ふるさと納税特設サイト

やんばる国立公園（クラウドファンディング）

◆ シン保全活動構築プロジェクト「ツチカゼ」

- 観光庁「サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業」において、保全体験型ナイトツアー「AKISAMIYO」を開発。
- AKISAMIYOの参加者拡大や地域での保全活動・人材育成のため、令和6年度にクラウドファンディングを実施。

主体：やんばる「保全と利用」体験型コンテンツ開発実行委員会



出典：AKISAMIYO HP

瀬戸内海国立公園（基金への寄付）

◆ 神戸登山プロジェクト

- 六甲山系、丹生山系には70を超える登山ルートがあり、行政やボランティアだけではすべての道に行き届いた管理を継続することが難しいことから、企業に対して協賛を呼び掛け。
- 登山道の補修のほか、トイレの洋式化、案内板の更新等に充当。
- 返礼としてHPや案内板等に社名を掲示する他、市外企業は企業版ふるさと納税として税額控除の対象となる

主体：神戸市



出典：神戸市HP



環境省 自然環境局 国立公園課